



平成27年2月27日

各位

会社名 日本レヂボン株式会社  
代表者名 代表取締役社長 洞口 健一  
(コード番号 5389 東証第二部)  
問合せ先 取締役管理本部長 村居 浩之  
電 話 (06) 6538-0136

**定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得等に関する承認決議  
並びに全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ**

当社は、平成27年2月6日付の当社プレスリリース「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得等に関するお知らせ」(以下「平成27年2月6日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、本日、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、全部取得条項付普通株式(下記「I. 当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容」の②において定義いたします。以下同じです。)の取得及び基準日規定廃止に係る定款一部変更について、当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議しましたところ、下記のとおりいずれも原案どおり承認可決されましたのでお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に該当することとなり、本日から平成27年3月25日まで整理銘柄に指定された後、平成27年3月26日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

また、当社は、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会における全部取得条項付普通株式の取得に関する決議に基づき、平成27年3月30日を全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日(以下「基準日」といいます。)と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く株主の皆様をもって、その所有する全部取得条項付普通株式を、平成27年3月31日を取得日として当社が取得し、これと引換えに全部取得条項付普通株式1株につき当社のA種種類株式(下記「I. 当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容」の①において定義いたします。)を321,750分の1株の割合をもって交付する株主として定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容

当社は、平成27年2月6日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の当社定款一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の取得について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、平成27年2月6日付当社プレスリリース「I.1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件その1」)」記載の定款変更案第6条の2に定める内容のA種種類株式(以下「A種種類株式」といいます。)を発行する旨の定めを新設し、当社を種類株式発行会社(会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。)といたします。

- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付す旨の定めを新設いたします(全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部(但し、当社が所有する自己株式を除きます。以下同じです。)を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引き換えに、A種種類株式を321,750分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けます。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が当社を除く全部取得条項付普通株式に係る株主(以下「全部取得条項付普通株主」といいます。))の皆様から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得の対価として、その所有する全部取得条項付普通株式1株と引き換えにA種種類株式を321,750分の1株の割合をもって交付いたします。なお、この際、株式会社リタケカンパニーリミテド(以下「リタケ」といいます。)及び三菱商事株式会社(以下「三菱商事」といいます。)以外の全部取得条項付普通株主の皆様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。また、交付されるA種種類株式が1株未満の端数となる全部取得条項付普通株主の皆様につきましては、会社法第234条その他の関係法令等の定めに従い、最終的には金銭が交付されることとなります。

## II.各議案に係る承認決議

### 1. 種類株式発行に係る定款一部変更(上記①)及び全部取得条項に係る定款一部変更(上記②)の承認決議

#### (1)承認可決された事項の内容

上記①及びこれに伴う所要の定款一部変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。

また、上記②の定款一部変更は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。

本臨時株主総会第1号議案に係る定款一部変更の内容は、平成27年2月6日付当社プレスリリース「I.1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件その1」)」に記載のとおりであり、また、本臨時株主総会第2号議案及び本種類株主総会における議案に係る定款一部変更の内容は、平成27年2月6日付当社プレスリリース「I.2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件その2」)」に記載のとおりです。

#### (2)定款一部変更の効力の発生

上記①及びこれに伴う所要の定款一部変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって、本日発生しております。

また、上記②の定款一部変更の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決をもって、平成27年3月31日に発生いたします。

### 2. 全部取得条項付普通株式の取得(上記③)の承認決議

#### (1)承認可決された事項の内容

上記③は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第3号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。

当該議案の内容は、平成27年2月6日付当社プレスリリース「II.全部取得条項付普通株式の取得の件」においてお知らせいたしましたとおり、会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、取得日(下記「(2)全部取得条項付普通株式の取得の効力の発生」において定義いたします。)において、基準日の最終の

当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株主の皆様から当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得の対価として、その所有する全部取得条項付普通株式1株と引き換えにA種種類株式を321,750分の1株の割合をもって交付するものです。

#### (2)全部取得条項付普通株式の取得の効力の発生

上記③の全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、上記②の定款一部変更の効力が発生することを条件として、平成27年3月31日(以下「取得日」といいます。)に発生いたします。

#### (3)全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、取得日において、基準日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引き換えに、上記①の定款一部変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を、全部取得条項付普通株式1株につき321,750分の1株の割合をもって交付いたします。

また、当社は、A種種類株式を全部取得条項付普通株式の取得対価として交付したことにより生じるA種種類株式の1株未満の端数につきましては、その合計数(会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主の皆様へ交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、ノリタケに対してA種種類株式を売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、当社を除く全部取得条項付普通株主の皆様が所有する全部取得条項付普通株式の数に920円(ノリタケが平成26年11月7日から平成26年12月18日まで当社普通株式に対して行った公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの公開買付価格)を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様へ交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

### 3. 基準日規定廃止に係る定款一部変更の承認決議

#### (1)承認可決された事項の内容

上記①②③の効力発生により、ノリタケ及び三菱商事のみが当社の議決権を有する株主となる予定であり、定時株主総会並びに期末配当金及び中間配当金の基準日を定める必要がなくなりますので、当該規定を削除するとともに、条数の繰り上げ等の調整を行う議案(当該議案の内容は、平成27年2月6日付当社プレスリリース「IV.基準日規定廃止に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件その3」)」に記載のとおりです。)が本臨時株主総会における第4号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。

### III. 当社普通株式全部取得手続の日程の概要(予定)

当社普通株式全部取得手続の日程の概要(予定)は以下のとおりです。

|                            |               |
|----------------------------|---------------|
| 本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催日       | 平成27年2月27日(金) |
| 種類株式発行に係る定款一部変更(上記①)の効力発生日 | 平成27年2月27日(金) |
| 当社普通株式の整理銘柄への指定            | 平成27年2月27日(金) |

|                                     |               |
|-------------------------------------|---------------|
| 全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日設定公告  | 平成27年3月2日(月)  |
| 当社普通株式の売買最終日                        | 平成27年3月25日(水) |
| 当社普通株式の上場廃止日                        | 平成27年3月26日(木) |
| 全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日      | 平成27年3月30日(月) |
| 全部取得条項に係る定款一部変更(上記②)の効力発生日          | 平成27年3月31日(火) |
| 全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付(上記③)の効力発生日 | 平成27年3月31日(火) |
| 基準日規定廃止に係る定款一部変更の効力発生日              | 平成27年3月31日(火) |

以 上